

# 子ども・子育てを取り巻く制度等の動向

## 1. 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、社会全体の状況としては、子どもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験とDXの両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応などが指摘されています。さらに、子ども・若者が過ごす場ごとの状況として、世帯構造、児童虐待、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題が指摘されています。

このような社会情勢を背景に、国においては、2012(H24)年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、2015(H27)年4月から、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

また、子どもの貧困対策について、国においては、2014(H26)年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、それを受けた「子供の貧困対策に関する大綱」において、「教育」「生活」「就労」「経済」の4つの支援を重点施策として取り組みを推進しています。2019(R1)年度には、法律が施行されてから5年が経過したことから、法律及び大綱の見直しが図られ、より一層の取り組みの推進が図られることとなりました。

豊岡市では、2015(H27)年度から「豊岡市子ども・子育て支援事業計画」を推進し、子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また家庭における子育ての負担や不安を和らげ、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支援していくことができる環境づくりに向けて取り組んできました。

こうした中、2023(R5)年4月、こども基本法が施行されました。こども基本法では「こども」を心身の発達の過程にある者と定義し、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

## 2. 近年の子ども・子育て支援の制度改正

近年の子ども・子育てを取り巻く主な法律や指針等の内容は以下の通りです。

### ア 改正児童福祉法（2022.6）【2023.4 一部施行、2024.4 施行】

- ・子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充（こども家庭センターの設置等）
- ・一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- ・社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
- ・児童の意見聴取等の仕組みの整備
- ・一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- ・子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
- ・児童をわいせつ行為から守る環境整備等

### イ こども大綱（2023.12）

- ・「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現

#### こども施策に関する基本的な方針

- ・こども・若者を権利の保障等、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、6本の柱を基本的な方針を提示
  - ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
  - ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
  - ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
  - ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
  - ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む  
※隘路（あいろ）…物事を進める上で妨げとなるものや条件。支障。難点。ネック。
  - ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

#### こども施策に関する重要事項

- ・ ライフステージ別の重要事項、子育て当事者への支援に関する重要事項を位置づけ

##### 1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

## 2 ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで、○学童期・思春期、○青年期

## 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減、○地域子育て支援、家庭教育支援

○共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

○ひとり親家庭への支援

### こども施策を推進するために必要な事項

・**こども・若者の社会参画・意見反映**

・こども施策の共通の基盤となる取組

### こども大綱における目標・指標

・こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標が提示

注1) 「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代から概ね18歳まで)、「青年期」(概ね18歳以降から概ね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)

注2) 「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

注3) 「ウェルビーイング」とは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの

## ウ こどもの居場所づくりに関する指針(2023.12)

### こどもの居場所とは

・場所、時間、人との関係性全てが、居場所になり得る。遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るもの。

・一義的には、こども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうか

### こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点

・ふやす ~多様なこどもの居場所がつくられる~

・つなぐ ~こどもが居場所につながる~

・みがく ~こどもにとって、より良い居場所となる~

・ふりかえる ~こどもの居場所づくりを検証する~

## エ 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(2023.12)

### 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

1 こどもの権利と尊厳を守る

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

■参考

西暦	法律・制度等	内容
2012 (H24)	子ども・子育て支援法関連3法	子ども・子育て支援事業計画の策定が明記
2013 (H25)	待機児童解消加速化プラン	2017(H29)年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保(⇒2015(H27)年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 ⇒2014(H26).8.29 子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
2015 (H27)	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、2017(H29)年度末までに7万人の保育士を確保。
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
	次世代育成支援対策推進法	2025(H37・R7)年3月末までの時限立法に延長
2016 (H28)	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善 ・2018(H30)年度以降も保育の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
2017 (H29)	子育て安心プラン	2020(H32)年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
2018 (H30)	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援
	放課後子ども総合プラン	2023(H35)年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進
2019 (R1)	幼児教育・保育の無償化	認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施 認可外保育への補助、預かり保育も対象とするなど、不公平感の是正改善

西暦	法律・制度等	内容
2019 (R1)	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	目的の充実により、子どもの将来だけでなく現在に向けた対策であること等を明記 市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す
	子供の貧困対策に関する大綱の改訂	法律の一部改正を踏まえて、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの目的で大綱を策定
2022 (R4)	児童福祉法等の一部を改正する法律	児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う
2023 (R5)	こども基本法	日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進する
	こども大綱	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

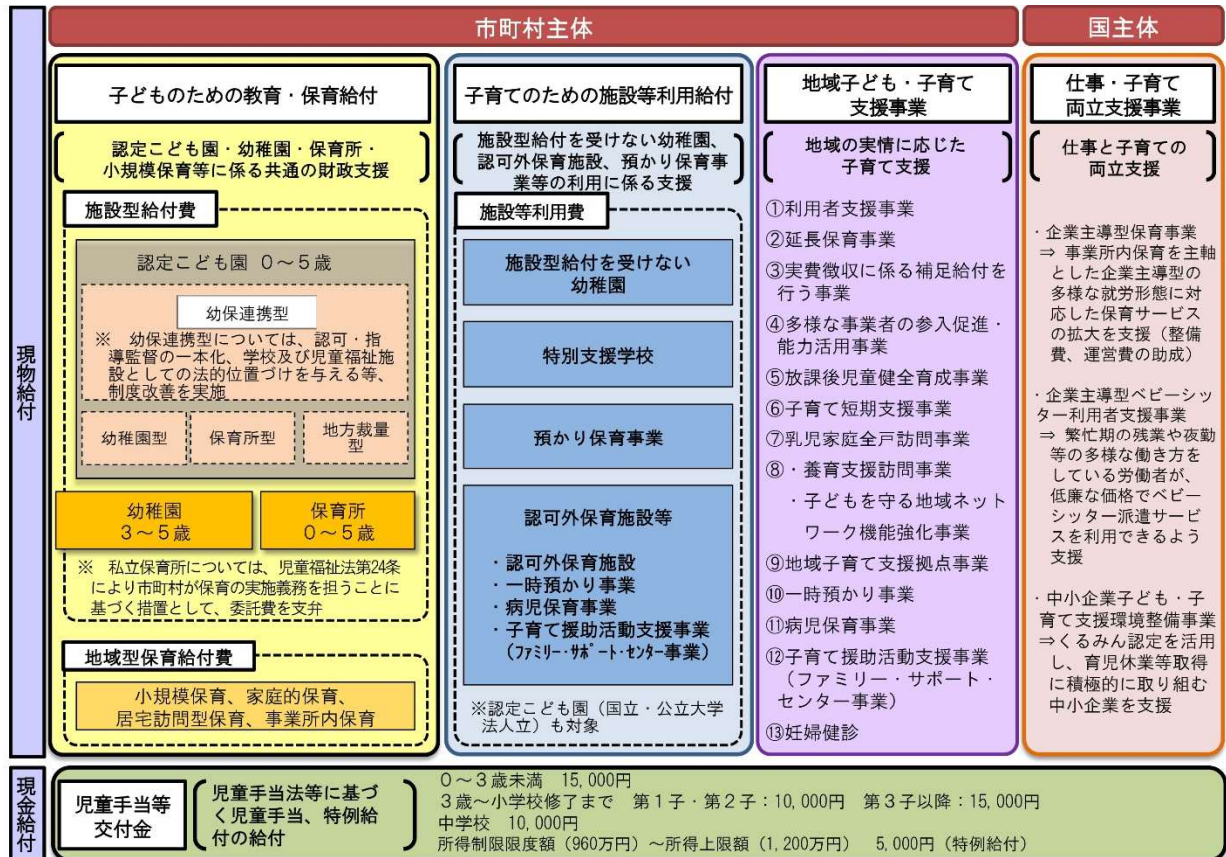
### 3. 豊岡市こども計画の位置づけ

- ・本計画は、すべてのこども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するための「豊岡市の取組」として位置づけます。
- ・本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、次の4つの計画を包含しています。
  - ①子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
  - ②子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」
  - ③子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」
  - ④次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ・本計画は、豊岡市基本構想を上位計画とするとともに、こども・子育てに関連する分野の部門別計画として、豊岡市庁内の関連個別計画と整合を図るものです。

## 4. 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」

2015(H27)年4月に施行された子ども・子育て支援制度に基づく、今後5年間の豊岡市における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画です。

### ■制度の概要



### ■計画への記載事項

#### 【必須記載事項】

- ①教育・保育提供区域の設定
- ②各年度における区域ごとの幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③各年度における区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

### 【任意記載事項】

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
- ②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ④労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

## 5. 子ども・子育て支援事業計画の見直し・追加検討について

第3期子ども・子育て支援事業計画およびニーズ調査においては、第2期策定時の考え方を前提とし、以下の内容を反映することとされています。

### ●第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）

- ・子育て短期支援事業において、レスパイト・ケア（育児疲れの休息）と併せて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子や、保護者の育児放棄や過干渉等により自ら一時的な利用を希望する児童等についても、本事業の活用が想定される数として量の見込みに加える。
- ・①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業が新たに創設され、2024(R6)年4月1日から施行される。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」を策定し、計画的な整備を進めていく。